

令和3年 第2回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年2月26日(金)

開会（午後2時15分）

辰野事務局長

只今から、令和3年第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。

また、本日付議いたした転用案件等の現地確認調査を、先週の18日に田端委員、川江委員及び事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルスのワクチン接種が医療従事者から始まりました。しかし、終息にはまだまだ時間がかかりそうです。昨年中は、人農地プランの活動を行う予定でしたが、このような状態と思うようにできませんでした。また、委員の皆さんには、自分の担当区域のパトロールや、4条5条申請の帰結案件が適正に活用やてんようされているか、チェックをお願いいたします。何か問題がありましたら、私や事務局の方へ連絡をお願いいたします。

議事録署名員の指名

議長（中村会長）

それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。

11番 新保委員、12番 中池委員を指名します

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）

では、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。

事務局（中島）

はい、議案書の1ページからです。資料2のページから詳細を載せておりますので、併せてご覧ください。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。

今月の申請は9件です。中間管理機構を通したものが1件、利用権の新規設定が7件、更新が1件で、合わせて45,061㎡の集積計画案です。

以上この9件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項 各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第5号 農用地利用集積計画(案)について適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、田端委員から報告をお願いします。

田端委員

報告させていただきます。去る2月18日に、私と川江委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は1ページを併せてご覧ください。

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>この案件は、雨水は道路側溝に流す計画であり、周辺の農地に特段影響はないと認めました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。議案書は3ページから4ページ、資料1の位置図は1ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■■■■■■■にあり、畑、面積64㎡、転用目的は駐車場建設です。事業者は青わくに住んでおり、これまで自宅から離れた場所に車を止めており不便であったため、申請地に2台分の駐車場を建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため不許可の例外に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>田端委員</p>	<p>次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料1は2ページから4ページを併せてご覧ください。</p>

議長（中村会長）
事務局（幸松）

1番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水は道路側溝に流し、汚水は下水道に接続する計画です。

2番は雨水は道路側溝に流す計画です。

3番は隣地境界に既設の擁壁があり、雨水は西側の水路と東側の道路側溝に流し、生活排水は農業集落排水に接続する計画です。

以上3件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。

報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

説明させていただきます。議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は2ページから4ページを併せてご覧ください。

1番は[REDACTED]にあり、田、面積514㎡、転用目的は店舗建設です。借受人は化粧品小売業を営んでおり、既存の店舗が老朽化したため申請地を賃貸借して新たに店舗を建設するものです。申請地は第1種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は[REDACTED]にあり、田、面積189㎡、転用目的は貸駐車場です。譲受人は近隣でアパート経営をしており、駐車場が不足しているため、7台分の貸駐車場を建設するものです。申請地は近隣商業地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は[REDACTED]にあり、畑、面積711㎡、転用目的は自己住宅建設です。平成30年に田から畑地転換されております。借受人は、アパートに住んでおり手狭になったため、実家に近い申請地を親から使用賃貸借して、自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりが10ha以上の農地の一

<p>議長（中村会長）</p>	<p>部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続しているため、不許可の例外に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>3番、XXXXXXXXXXの案件について確認します。申請地は第1種農地ではありますが、このように自己住宅建設が転用目的の場合、転用面積に関する制限はありませんか。</p>
<p>事務局（幸松）</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第8号 非農地証明願について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第8号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。</p>
<p>田端委員</p>	<p>それでは報告します。議案書は7ページと8ページです。位置図の資料1は、5ページから6ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は「通路」になっております。</p> <p>2番は「農作業場と納屋」が建っております。</p> <p>以上2件とも「農地の状態ではない」と判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（幸松）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>非農地証明願は登記簿上の地目が農地で、その現状が農地</p>

以外の土地になっており、転用後 30 年以上経過していることが証明される場合などに発行しております。単に「農地の状態ではない」と証明しております。

議案書は 7 ページから 8 ページ、資料 1 の位置図は、5 ページから 6 ページを併せてご覧ください。

1 番は [REDACTED] にあり、畑、面積 23 m²、この度、申請地の相続登記にあたって登記を調査したところ農地であることが判明し、地目を公衆用道路に変更したいというものです。昭和 35 年に、申請地の奥に住宅が建設された際に申請地を通路に転用したもので、「農地の状態ではない」と考えます。

2 番は [REDACTED] にあり、田、面積 269 m²、この度、経営転換協力金申請にあたって所有農地を調査したところ、田に建物が建っていることが判明したものです。協力金給付に係る登記簿上の地目が田・畑で、その現状が遊休農地や農地転用済みものがあると給付の対象外となることから、地目を宅地に変更して給付を受けようとするものです。昭和 54 年に農業用なので許可がいらなないと思い、農作業場と納屋を建設したもので、「農地の状態ではない」と考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議案第 8 号 非農地証明願について適切と思われる方は
挙手をお願いします。

（挙手全員）

全会一致により、適切と認めます。

報告第2号 1・1・1 運動の報告について

議長（中村会長）

次に、報告第2号 1・1・1 運動について、報告のある方は挙手をお願いします。

（委員からの報告なし）

議長（中村会長）

私の方から報告します。2月8日に市町農業委員会会長・事務局長会議が行われ、私と辰野事務局長が出席しました。農地利用最適化推進と人農地プランの実質化についての取り組み状況の各市町からの報告、農業委員会組織をめぐる情勢等の説明、違反転用の解消について、農業政策に関する提案及び要請に関する回答について、一般社団法人石川県農業会議の業務推進等について、女性委員の登用計画の取り組みについて、農業者年金制度と加入促進への取り組みについて、令和2年7月の豪雨災害義援金の募集結果と報告がありました。

加賀市の違反転用については、農地台帳と固定資産台帳の突合により判明する地目の状況を6月に行い、個別案件に対応していると報告しました。

2月15日 日常設審議委員会が行われ、2件出された案件について、許可相当ということで終了しました。

以上報告を終わります。

1・1・1 運動について紙を提出してもらっていますが、農業委員だよりを配布した状況を書いていただき、その際、農業者の皆さんの声を取り上げていただきたいです。訪問した時は必ず用紙に記入してください。

その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

辰野事務局長
事務局（瀬川）
議長（中村会長）

資料3 当面の日程について説明

（その他事務連絡）

ほかに何かありませんか。

なければ、以上をもちまして、令和3年第2回加賀市農業
委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後14時44分）